

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 1 回長野県最低賃金専門部会 議事録

令和 6 年 9 月 6 日 公開

開催日時 場所	令和 6 年 7 月 29 日                    1 5 時 1 5 分 ~ 1 5 時 3 5 分 ホテル信濃路 2 階穂高		
出席状況	公 益 代 表 委 員	出 席 3 人	定 数 3 人
	労 働 者 代 表 委 員	出 席 3 人	定 数 3 人
	使 用 者 代 表 委 員	出 席 3 人	定 数 3 人
主要議題	1 長野県最低賃金専門部会の運営規程について 2 中央最低賃金審議会の審議状況について 3 今後の審議の進め方について 4 その他		
議事録			
開会			
岡田賃金室長			
それでは、長野地方最低賃金審議会、令和 6 年度第 1 回長野県最低賃金専門部会を開会いたします。本日は令和 6 年度第 1 回目の部会でありますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。			
まず定足数の確認でございます。本日の出席者は、委員 9 名中 9 名全員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づき、本部会は有効に成立していることを御報告いたします。また、本日は 8 名が傍聴に、報道機関 1 社が取材に来られていることを併せて御報告いたします。			
それでは、審議に先立ちまして、事務局を代表して、福永労働基準部長からご挨拶申し上げます。			
○福永労働基準部長			
労働基準部長の福永でございます。事務局を代表しまして一言ご挨拶申し上げます。本日、委員の皆様方には、大変お忙しい中、長野県最低賃金専門部会委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。皆様方には、例年、大変暑いこの時期に集中的な金額審議をお願いすることになりますが、引き続き、報告書の取りまとめに向けた専門部会の円滑			

な運営に、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡田賃金室長

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず、長野県最低賃金専門部会の委員紹介について、資料 1 の当専門部会委員名簿をご覧ください。名簿のとおり、公益代表委員 3 名を任命させていただいているほか、労使の代表委員については、本年 7 月 3 日から同月 18 日まで委員候補者の推薦を求める公示を行い、関係者から推薦のあった方々を委員として任命させていただいております。皆様の机に任命辞令を配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。なお、各委員の御紹介は、時間の関係で名簿の配付に代えさせていただきたいと存じます。

○岡田賃金室長

続きまして、部会長及び部会長代理の選出についてお諮りいたします。選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項において、同法第 24 条第 2 項の「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」を準用する、と定められておりますことから、従来、公益代表委員の御協議により決めていただいておりますが、本年度も従来どおりとすることよろしいでしょうか。

( 各委員の了承を確認 )

岡田賃金室長

それでは公益委員で御協議をよろしくお願いいたします。御協議が整いましたら、御発表をお願いいたします。

山本委員

それでは、山本から部会長及び部会長代理について発表します。

部会長は、倉崎委員、部会長代理は、沼尾委員となりました。

岡田賃金室長

改めて確認させていただきます。部会長に倉崎委員、部会長代理に沼尾委員とのことですが、よろしいでしょうか。

( 各委員の了承を確認 )

岡田賃金室長

それではこれからの審議につきまして、倉崎部会長よろしくお願いいたします。

倉崎部会長

倉崎でございます。よろしくお願いいいたします。冒頭のご挨拶につきましては、先ほど本審で述べたことと同趣旨となりますので、割愛とさせていただきます。それでは早速次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まず、議題（１）長野県最低賃金専門部会の運営規程について、事務局から説明をお願いいたします。

岡田賃金室長

今年度の長野県最低賃金専門部会つきましても、資料 No. 2 の長野県最低賃金専門部会運営規程に基づき運営してまいりたいと存じます。内容は、昨年度と同様であります。説明は以上でございます。

倉崎部会長

ただいま御説明いただいた長野県最低賃金専門部会運営規程につきまして、御質問、御意見などはございますか。

（ 「特になし」を確認 ）

それでは、本規程に基づいて、本年度の専門部会を運営することといたします。議事録の確認委員の指名については、労働者代表委員から竹村委員、使用者代表委員から山岸委員にお願いします。

倉崎部会長

次に議題（２）中央最低賃金審議会の審議状況につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

岡田賃金室長

中央最低賃金審議会の審議状況につきましては、先ほど開催されました第２回本審において説明させていただいたところです。概要は、本年６月２５日に目安の諮問がなされ、以降５回の小委員会で審議が行われたところ、第５回の７月２４日に目安小委員会報告がまとめられ、翌日２５日に本審に報告、答申に至ったということでございました。事務局からの説明は以上でございます。

倉崎部会長

ただいまの説明について、御質問等がありますか。

（ 「特になし」を確認 ）

今後の審議にあたっては、今一度、中央最低賃金審議会の答申や参考資料等をご確認いただければと思います。

倉崎部会長

それでは議題（３）今後の審議の進め方について、事務局で説明をお願いいたします。

岡田賃金室長

今後の審議の進め方について、２点説明させていただきます。

１点目は専門部会における公労使の三者が集まって議論を行う部分の公開についてです。お手元の「３長野地方最低賃金審議会会議公開要綱の別紙、審議会等の公開・非公開について」の２の（２）において、昨年の改正により、第２回以降は原則として公開し、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼす等のおそれがある場合、部会長は、会議を非公開とすることができる、と変更されておりますので、皆様方には、昨年度と同様に、公労使が揃った三者協議は原則公開となることを改めてご確認いただきたいと存じます。

２点目は今後の審議日程についてです。第２回の専門部会を７月３１日（水）午前１０時から、第３回の専門部会を８月２日（金）午前１０時から予定しております。そして、予備日として８月５日（月）午前１０時からを設けております。こちらのほうは、あくまでも現時点における予定であります。第３回目ないし予備日の第４回専門部会で最終的な金額審議を行っていただき、専門部会報告としてお取りまとめいただく予定とさせていただきます。その上で、専門部会報告につきましては、８月５日午後３時から開催の第３回本審において審議会会長あてご報告いただき、長野県最低賃金の改正について長野労働局長へ答申していただく予定になっております。開催場所は、第２回目、第３回目が長野労働局１階会議室、第４回目が長野労働局２階会議室、その後の第３回本審は、ホテル信濃路の２階浅間となります。お忙しいところ恐縮でございますが、御出席のほどよろしくお願い申し上げます。事務局からの説明は以上でございます。

倉崎部会長

ただいまの説明について、御質問等がありますか。

○竹村委員

資料「３の会議公開要綱の第５条に、傍聴者は原則として５名以下とするとありますが、これはどういう対応になりますか。

倉崎部会長

事務局からお願いします。

○岡田賃金室長

事務局から回答させていただきます。傍聴者は原則５名とし、希望者が多数の場合には抽

選とすると規程には書かれておりますけれども、昨年度も5名を超える方が認められており、審議の運営に支障を来すことがないと事務局で判断しまして、本日8名の方に傍聴していただいているところでございます。

○竹村委員

では原則ということで、今日ぐらいの人数が来ても大丈夫だということですね。我々は全然構いませんし、皆さんがよければいいと思います。

倉崎部会長

この要綱自体が、これほど最低賃金制度が社会の注目を集めるということをもしかしたら想定していなかったのかもしれませんが、昨今は大変注目していただいているようですし、透明性の確保ということが課題になっておりますので、原則としてという文言に従って、人数については可能な限り透明性を確保するように柔軟に対応していけばよろしいのかなと思います。ただ、この要綱自体につきましても、場合によったら人数については今後再検討していくことも必要なのかなとも感じました。

他に何かございますか。

○山口委員

今の件について、今年は運営問題小委員会が既に終わっていますので、そういうことでいくと、透明性ということであれば本年度は会長のおっしゃる通りでいいと思いますが、次年度に向けては、原則として5名以下とか、抽選するとまで書いてありますので、つじつまが合わないという話になります。やはり、これはしっかりと見直し直した方がいいと思いますので、来年の運営問題小委員会の中で見直ししていただければと思います。

○倉崎部会長

仮にこれを検討するとしたら、年度末の3月の審議会の時にちょっと検討するイメージですかね。事務局からはいかがですか。

○岡田賃金室長

事務局としては、本日のようなホテルの広い会場ですと傍聴者の席を多く設けることができるのですが、基本的に専門部会は長野労働局の庁舎会議室で行っておりまして、あまり大きくないものですから、大人数を入れることができないという事情もございます。それで今回も一団体から複数名の申し込みがあったところに人数を絞ってほしいとお願いをして、当初の申込人数からは少なくしてもらって対応したわけですが、労働局の会議室で行う場合も、原則5名ということで、多い、少ないはあるのかなと思います。ケースバイケースではないですが、その時々で希望者にも相談させていただきながら決まるのが現実的なのかなとも少し思いました。以上です。

○倉崎部会長

ありがとうございました。人数の問題は審議会運営の重要な事項だと思いますので、今後のあり方についても、例えば先ほど申し上げた通り、年度末の本審で検討するといったことを試みてもいいのかなと思います。

その他に何かございますか。現時点ではよろしいですか。

( 「特になし」を確認 )

○倉崎部会長

それでは、議題(4)その他ですが、事務局から何かございますか。

岡田賃金室長

特にございません。

倉崎部会長

それでは、本日検討すべきことは検討したと認識しておりますが、現時点で労働者代表委員のほうから、何かございますか。

○竹村委員

本日第1回目の専門部会ということで、先ほどの本審でのビデオメッセージにもありましたけれども、今年は3要素の中で一番強調されていたのが労働者の生計費だと感じていますが、ここにおられる皆さんがその生計費というところを重視した考え方でやっていかないと、話がかたまたまならないというような形になると思います。特に今年は目安額が50円ということなので、そこら辺を考慮して今年はもう少し労使が歩み寄るといふか、公益の先生方も含め三者が歩み寄って、そういう話を是非していきたいなと思っています。無理なことを言っているわけではないと思うのですが、やはりスタートのところを生計費といったところで揃えていただくようお願いしたいと思います。

○倉崎部会長

今のご発言は、ご意見ということで承っておけばよろしいですか。

○竹村委員

はい。

○倉崎部会長

今のご発言に対して、使用者側からご意見はございますか。

○井出委員

生計費というのは、物価上昇が今年も続いているということで、それはそうだと思いますが、会長も冒頭おっしゃられていたとおり、納得感のあるというか、データに基づいた審議というところをしっかりとしてもらいながら、私共も議論させていただきたいと思っておりますので、お話は承りましたけれども、そこに突出したということではなく全体のバランスを見ながら、ということで理解をして進めたいと思っております。

○倉崎部会長

ありがとうございました。

その他、労働者側、使用者側からご意見はございますか。

( 「特になし」を確認 )

倉崎部会長

先ほど事務局から御説明いただいたとおり、次回の専門部会から、長野県最低賃金の改正に関する金額審議に入りますので、労側・使側とも、長野県最低賃金の改正に向けた基本的な考え方などの発表を御準備いただきますようお願いいたします。

それでは、本日はこれで閉会といたします。どうも皆様お疲れさまでございました。

閉会